

## 件 名

---

令和4年度体罰等の実態把握の結果について

## 提出理由

---

令和4年度中の体罰等の発生状況（体罰等の有無、態様等）について、別紙のとおり報告します。

## 概 要

---

### 1 調査の趣旨

児童生徒に対する体罰等の実態を把握し、体罰等禁止の徹底を図り、信頼関係に立つ教育の推進に資する。

### 2 調査内容

令和4年度中の体罰等発生状況（体罰等の有無、態様等）

### 3 調査対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### 4 調査対象

県内全公立学校（さいたま市立学校を除く）

（市町村立）小学校 693校、中学校 353校、義務教育学校 1校、  
高等学校 2校、特別支援学校 2校

（県立学校）中学校 1校、高等学校 139校、特別支援学校 37校

#### 5 調査方法

各校で児童生徒、保護者、教職員へのアンケート調査や聴き取り等を実施

#### 6 調査結果の概要

（1）発生件数 計 16件

小学校 4件、中学校 8件、高等学校 4件、特別支援学校 0件

（2）主な場面

授業中 8件、放課後 3件、部活動 2件、給食時 1件、清掃時 1件、  
ホームルーム 1件

(3) 主な態様

素手でたたく5件、胸ぐらをつかむ2件、暴言・威嚇2件、蹴る1件、その他6件

(4) 主な被害

負傷なし10件、精神的苦痛2件、鼓膜損傷1件、外傷1件、その他2件

7 県教育委員会等の対応

停職1件、減給2件、戒告1件、訓告等9件 計13件

(1) 停職1月 中学校において、生徒3名に対し指導を行った際、感情的になり、暴言・威嚇による不適切な指導を行ったほか、頭突きをする、頬を平手で叩く、腹部を殴る、蹴る、首元をつかんで黒板に叩きつけるなどした。

(2) 減給1月 中学校において、生徒間で発生したけんかの仲裁と指導を行おうとした際、感情的になり、生徒Aの胸の辺りに右の拳を5、6回押し付けた。また、生徒Bの左頬を右手のひらで2回叩いた。

(3) 減給1月 小学校において、給食中に離席しないように、教室内にあったとび縄（長縄）を使って、児童を椅子に縛って固定した。その後、とび縄

がほどけたため、再度とび縄を使って、同児童の体を椅子に固定した。

(4) 戒告 中学校において、授業中や清掃中にふざけていた生徒4名に対し、胸部や腹部をつねる、脛を蹴るなどした。

表1 令和4年度に発生した体罰等

概 要	小	中	高	特	計
発生件数	4 (1)	8 (3)	4 (12)	0 (2)	16 (18)
発生学校数	4 (1)	5 (2)	4 (9)	0 (1)	13 (13)
体罰等を行った職員数	4 (1)	5 (2)	4 (10)	0 (1)	13 (14)
被害児童生徒数	4 (1)	13 (2)	6 (29)	0 (2)	23 (34)

( )内は令和3年度

表2 主な場面

	小	中	高	特	計
授業中	3	4	1		8
放課後		1	2		3
休み時間					0
給食時	1				1
清掃時		1			1
部活動		1	1		2
ホームルーム		1			1
学校行事					0
その他					0
計	4	8	4	0	16

表3 主な場所

	小	中	高	特	計
教室	2	2	1		5
特別教室	1	1			2
職員室					0
運動場・体育館		2	1		3
生徒指導室・相談室		1			1
廊下・階段	1	2	1		4
実習室					0
その他			1		1
計	4	8	4	0	16

表4 主な態様

	小	中	高	特	計
素手でたたく	1	2	2		5
棒などの道具を用いてたたく					0
蹴る		1			1
投げる・転倒させる					0
胸ぐらをつかむ		2			2
身体を強く押す					0
ものを投げつける					0
暴言・威嚇		1	1		2
正座をさせる					0
その他	3	2	1		6
計	4	8	4	0	16

表5 主な被害

主な被害	小	中	高	特	計
死亡					0
骨折					0
捻挫					0
鼓膜損傷		1			1
外傷		1			1
打撲					0
鼻血					0
髪を切られる					0
精神的苦痛			2		2
負傷なし	3	5	2		10
その他	1	1			2
計	4	8	4	0	16

表6 把握のきっかけ（複数可）

	小	中	高	特	計
児童生徒の訴え		4	4		8
保護者の訴え	2	3			5
教員の申告	2	2	2		6
第三者の通報	1				1
その他					0

表7 把握の方法（複数可）

	小	中	高	特	計
当事者教員	4	8	4		16
その他教員	2	8	2		12
被害児童生徒	3	8	4		15
その他児童生徒	2	3			5
保護者	2	6	3		11
その他（第三者）					0

事実関係の把握の手法のことであり、体罰事案把握のために事情を聴取した者のこと。



県教育委員会等の対応

表 8 処分等（当事者）

	小	中	高	特	計
免職					0
停職		1			1
減給	1	1			2
戒告		1			1
（訓告等）	3	2	4		9
計	4	5	4	0	13

表 9 処分等（監督者）

	小	中	高	特	計
免職					0
停職					0
減給					0
戒告	1				1
（訓告等）	2	5			7
計	3	5	0	0	8

表 1 0 体罰等を起こした教員の年齢構成

年代	小	中	高	特	合計
20歳代	0	1	0	0	1
30歳代	0	1	1	0	2
40歳代	3	2	2	0	7
50歳代	1	1	0	0	2
60歳代	0	0	1	0	1
合計	4	5	4	0	13

表 1 1 体罰等発生件数の推移（過去 5 年）

年度	小	中	高	特	合計
平成30年度	0	4	30	3	37
令和元年度	0	10	22	3	35
令和 2 年度	1	2	6	1	10
令和 3 年度	1	3	12	2	18
令和 4 年度	4	8	4	0	16

## 体罰等根絶のための取組

### 1 調査から分かったこと

- ・全ての校種において、場面は授業中及び放課後が多い。
- ・休み時間や学校行事、職員室等大勢の視線がある場面・場所では体罰等は起きていない。
- ・体罰等を行った教員は、40歳以上の中堅が多い。

### 2 課題

- ・指導の場面において感情的になった際、人権に配慮した指導ができていない。
- ・教員が一人で指導を抱え込んでおり、組織的な指導体制ができていない。
- ・今まで培った生徒指導観に固執し、指導の在り方を見直すことができていない。

### 3 対応策

- ・「不祥事防止研修プログラム」中の体罰等に特化した項目を活用して、短時間の研修を定期的に実施するよう周知徹底する。N字型研修においてアンガーマネジメントについて取り上げる。
- ・指導が困難な状況が生じた場合は、管理職や生徒指導担当教員と連携する、職員室に移動して当該児童生徒を指導するなど、通知を発出し、指導体制の見直しを周知徹底する。
- ・経験年数やキャリア段階による研修プログラムの工夫を図る。中堅教諭等資質向上研修でオンデマンド動画を視聴させるとともに、中堅教諭向け体罰防止リーフレットを作成する。既存の若手教職員を対象とした研修資料を見直し、臨時的任用教員にも活用するなど、教職員に対して不祥事根絶に向けた啓発を行っていく。

# 体罰等

体罰は指導ではありません。法律で禁止されている行為です。法律で認められている「懲戒」との区別は、「知らなかった」では済まされません。

また、体罰は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為です。さらに、児童生徒に肉体的苦痛を与えるばかりでなく、暴力で問題を解決する考えを植えつけ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れもあります。

誰しも当事者になりうるということを認識するとともに、体罰等の事例を学び、適切な指導の在り方について考えてみましょう。

## 1 不祥事の実例

- (1) 清掃の指導中、児童Aが何度注意しても全く指導に従わない様子から、教員Bはカッとになり、児童Aに詰めより、思わず胸ぐらを掴んで片付けるよう言った。児童Aは、自分が指導されているとは思っていなかった。それを見ていた他の児童も、いつ自分がやられるかと恐怖を感じた。
- (2) 教員Cは、自身の学生時代の経験を踏まえ、部活動指導に熱心に取り組んでいた。厳しい指導や練習にも耐え、自分に付いてきてくれる生徒の存在は頼もしく、信頼関係は良好と感じていた。練習試合で思うようにプレーしない生徒に対し、喝を入れるつもりで足を蹴った。全ては生徒の成長のためだと思っていた。しかし、受けた生徒は、先生に対して抵抗できず、嫌な気持ちや部活に対するモチベーションの低下を感じた。
- (3) 授業中私語を止めない生徒達に対し、教員Dは「なめてんのか」「ばか野郎」などと暴言を繰り返した。また、指導したことができない生徒Eに対し、「何度言わせるんだ」「なぜできない」などと執拗に責め立て、生徒Eは学校を休みがちになってしまった。

※この事例は実際にあった事案を参考に作成

## 2 懲戒と体罰等の違い

### 学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

**懲戒とは** 退学、停学、訓告の他に、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当てなど

**体罰等とは** ①身体に対する侵害を内容とするもの  
(殴る、蹴る、突き飛ばす、つねる、物を投げつける、髪を切る等の体罰)  
②児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの  
(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる、トイレに行かせず教室に残留させる等の体罰)  
③常習的又は悪質な暴言や威嚇(人格を否定するような暴言、大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導等)

児童生徒が指導に従わない場合や反抗した場合、部活動で優秀な結果を収めるためであっても、体罰等は決して許されません。

**その区別** 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰等に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

**ポイント** 懲戒が必要な状況においても、決して体罰等によることなく、粘り強く指導することが必要です。また、執拗な叱責や高圧的な指導により、児童生徒が日常的に恐怖に怯えている状況は、教員の権威に頼った不適切な指導に当たります。

【参考】H25.3.13 24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

### 3 アンガーマネジメント

～怒りをうまくコントロールする方法～

体罰等について知識として理解していても、ついカッとなって、衝動を抑えられず結果的に体罰行為に至ってしまうケースも少なくありません。人はどのような状況で「怒り」を感じるか、まずは自身の特性を理解しましょう。

- ・思い通りにならない相手や状況と向き合った時、不満を持ち、怒りを感じているのでは？
- ・児童生徒の個々の状況や発達過程を受け入れて、粘り強く指導する余裕がない時に、焦りからカッとなって怒ってしまうのでは？



怒りを感じたら、まずは6秒待ちましょう。  
(怒りのピークは6秒とされています。)  
深呼吸をする、その場を離れてみるのも方法です。  
また、「～べき」と思わず、他の方法を考えてみましょう。



### 4 考えてみよう

- ① 体罰等の認識が甘かったり、見て見ぬふりをするような雰囲気はありませんか。
- ② 教職員の体罰等を見聞きした時、管理職に報告するなど直ぐに適切な対応が取れていますか。
- ③ 以下の項目について、自身の考えや言動を振り返ってみましょう。
  - 体罰は、人権侵害であり、児童生徒の精神状態に大きく影響することを知っていますか。
  - 児童生徒に対して、毅然とした態度と威圧的な態度を混同していませんか。
  - 教員の権威に頼り、自分の思いどおりに児童生徒を動かそうとする姿勢はありませんか。
  - 自分の考えと違った児童生徒の発言でも、その言い分などを受け止め、冷静に対応していますか。
  - 児童生徒に対して感情的になり、言葉遣いが乱暴になっていませんか。
  - 児童生徒の反応を考えず、この程度ならと安易に叩くなどしていませんか。
  - 特定の児童生徒に対し、いらだつ気持ちや偏見の目をもって接していませんか。
  - 児童生徒の個々の状況を踏まえた適切な指導ができるよう、指導力の向上に努めていますか。
  - 部活動は勝利至上主義ではなく、生徒の心身の健全な成長を目標として指導していますか。

### 5 問われる責任

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (1) 行政上の責任・・・懲戒処分(免職等) | (2) 刑事上の責任・・・懲役、罰金等 |
| (3) 民事上の責任・・・損害賠償等     | (4) 社会的な責任・・・報道等    |

【参考】(令和2年10月20日現在)  
懲戒処分の基準 第2 4 (1) 体罰等

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重篤な後遺症を負わせた職員は、免職とする。

イ 上記ア以外で、体罰を加えた職員は、戒告とする。この場合において、体罰を常習的に加えていたとき、体罰の態様が悪質なとき、又は体罰を加えた事実を隠ぺいしたときは、当該職員は停職又は減給とする。

ウ 常習的に暴言若しくは威嚇を行った職員、悪質な態様の暴言若しくは威嚇を行った職員、又は暴言若しくは威嚇を行った事実を隠ぺいした職員は、停職、減給又は戒告とする。

刑法 第204条 傷害、第208条 暴行

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。